

## 第16回 奈良県税制調査会 議事録

- 1 開催日時 平成30年3月26日(月) 午前10時30分～午前11時45分
- 2 開催場所 奈良県庁5階 第一応接室
- 3 出席者 委員：林座長、上村委員、佐藤委員、竹本委員、  
横山委員、下山委員  
県：荒井知事、村井副知事、一松副知事、辻本総務部長  
石井総務部次長、馬場農林部次長、西村景観・環境局次長  
事務局：野村税務課長
- 4 議題 ■平成30年度税制改正を踏まえて(提言)(案)について  
(奈良県税制調査会)  
■「産業廃棄物税」について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 議事内容

### 開会、知事挨拶

#### <野村税務課長>

皆様方おはようございます。定刻になりましたので、これより第16回奈良県税制調査会を開催させていただきます。本日は年度末のお忙しい中、委員の皆様方には本調査会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。私は前回同様進行させていただきます税務課の野村です、よろしくお願いたします。なお本日、鈴木委員がご欠席でございます。それでは会議を進めてまいります。まず始めに荒井知事から開会のご挨拶をお願いいたします。

#### <荒井知事>

本当に年度末のお忙しいところ恒例でございますが、税制調査会に集まってお聞きいただきありがとうございます。この県の税制調査会というのは不思議な、あまり例がないかもしれませんが、このような議論をしていただきまして県税の方向だけでなしに、国税の陳情等々、理屈立てて税金は理屈でございますので、その基本を色々教えていただいていると思いますので感謝申し上げます。これからも色々税制によって、いろんな世の中変わってくる面がありますので、地方行政わずかでございますけれども、どのように考えればいいのか県民の皆様への納得感とか納税の意味とか、その使途の意味とか色々考えてもらうきっかけが、この小さな地方政治の場でもできたらというふうに思っております。今後ともよろしくお願申し上げます。

<野村税務課長>

ありがとうございます。本日、本調査会をご傍聴される方がいらっしゃいます。ここより傍聴者の方にお守りいただきたいことを説明させていただきます。奈良県税制調査会傍聴要領に規定させていただいておりますが、会議中は静粛に傍聴お願いいたします。写真撮影、録画・録音等を行わないようお願いいたします。非公開となる議題の審議に入りますので、その際は会場外に退出いただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。議事進行の妨げとなりますので議事進行中の入場・退室はご遠慮いただきますようお願いいたします。また議事終了後は速やかにご退室の方もお願いいたします。

それではただ今から議事に入らせていただきます。座長につきましては林先生にお願いしております。林座長、議事の進行よろしくをお願いいたします。

## ■「平成30年度税制改正を踏まえて（提言）」（案）について

<林座長>

それでは私の方で進めてまいりたいと思います。今日もどうぞよろしくお願いいたします。前月2月に開催しております。今年度2回目ということになります。今日の議題は、前回の調査会で少し議論をしていただきました平成30年度税制改正を踏まえた奈良県税制調査会からの提言の取りまとめ、それが1点と、それからもう1つは産業廃棄物税これは奈良県の税ですけれども、についての議論ということで時間が12時までということですので効率的に進めてまいりたいと思います。まず1点目の平成30年度の税制改正を踏まえた提言の取りまとめについてになります。前回お示しいただいてそれ以降ですね、議論、意見等もいただいているということでもありますけれども、それを踏まえて事務局と調整させていただいております。資料1ですけれども提言案として取りまとめております。メール等でもお配りしていると思いますので、既に目通しをいただいたと思います。それから委員の皆様からいただいた意見の取りまとめを一旦私の方でも見せていただいております。それを踏まえた形で変更と、今日の時点の案ということになっています。既に意見等をいただいているところですのでけれども、それに加えてあるいはちょっと別の視点でも結構ですので、少しお時間取って議論していきたいと思います。どなたからでも結構ですのでご意見いただけたらと思います。税制改正大綱の方でも今後の方向性というのが結構出てきているので、そういう流れにならざるを得ないのかなというふうには思っています。大きくは地方消費税の清算基準の見直しについて、これは30年度の改正で人口等のウェイトが高くなったということについて変更が加えられていますけれども、今後の検討課題として幾つかあげられている、2ページ目以降ですね。それから3ページ目に2つ目として森林環境税もこれも国の方で作った制度ですけれども、森林環境税制度はまだ先ですけれどもその森林整備の財源としてはもう始まっていくということで、それは国の制度としてできるわけですけれども、奈良県は奈良県で森林環境税というのを持っておりますのでその調整もいるというようなことがあげてございます。それから3点目が地方税源の偏在是正についてということです。特に法人関係の税金になるかと思いますが、これについて既に何年かに渡って何度か変更もされてきているところです。これも法人住民税の法人税割の地方交付税原資化等も含めてですね、もう少しもっと更に検討してくださいという形の流れになっております。一番最初の頭出しとして税制調査会としての提言であるということをお5行程付けさせていただきました。

<佐藤委員>

たぶん地方消費税と森林環境税はかなり議論は尽くされたのかなと思うんですけど、ちょっとまだどうしたら良いのかという方向感がまだ出てこないのが、やっぱり税源偏在是正の方で具体的に言えば要するに法人事業税と法人住民税どうしましょうかという議論になると思うのですが、恐らくこれは国の方でも議論が進むと思うんですけど、これは多分地方税としての問題だけではなくて、書いていただいていますけれども国際的租税競争との関わりがありますので国として、国、地方併せて実効税率をこれからどうしていくかという議論が一方では出てくると思うので、そこを睨みながらグローバルな租税競争を睨みながらの議論にならざるを得ないのかなというのが1点と、それからあともう1つ外形標準課税どうするかというのも、もう1つ出てくるかと思います。外形標準課税は実は偏在是正にあまり役に立っていないのではないかという議論がもちろん一方ではあるのですけれども、ただ安定財源という観点とかですよね。そういったところから、もしかしたら法人事業税は外形標準課税の方にシフトしていくのかもしれない。私は個人的にはあんまり賛成ではないのですけれども、ただそれも1つの選択肢だということです。ですからちょっとこの法人課税のあり方についてはもう少し偏在是正等を視野に入れながら、偏在是正がどうしても中心になりますけれども、今言ったグローバルな関係と租税競争と今言った外形標準課税との関係をここを睨みながらの議論が必要なのかなと思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<上村委員>

では、よろしいですか。地方消費税については2ページにあるように、複数税率の導入が平成31年10月ですが、これはどう対応するのか、全く決まっていません。おそらく、計算上、非常にややこしくなるでしょう。

<佐藤委員>

どっちに有利かわからない。

<上村委員>

そうなんです。奈良県としては、どうなのかを精査しなければならないと思います。そこが1点。そして、佐藤委員が言われたように7ページにあるように、地方法人課税の偏在の問題は、今年の年末には決着を付けるという話になっています。そこは奈良県としても注視していかないといけないです。おそらく、法人事業税の分割基準、あとは法人住民税の法人税割、特に偏在性が大きいところをどうするのか、という話が出てくると思います。以上です。

<林座長>

はい、ありがとうございます。今、2人の特にこれを変更して云々という話ではないですよ。

<上村委員>

特に提言案の内容を変更して欲しいという話ではないです。

<林座長>

ちょっとそれに乗っかって私も地方消費税の最初の順番にいくと、地方消費税の方の複数税率云々は前の検討会でも議論が出ていたのですか。

<上村委員>

出ていないです。なので、今後、どう対応するのかなと思っています。

<林座長>

いやだから結局、消費額の中の軽減税率対象の割合が県によってどの程度違うかということですね。みんなほぼ同じなら同じようにやればいいという話だし、その辺の統計がとれるのかということと、もう 1 つは最後に鈴木先生からも若干ご意見があって、昼間人口ですね、あるいはサービスに関しての統計についてのご意見が若干あったかと思うのですけれど、これ私自身もどちらが 100 点というわけでは全然ないのですけれど、要するに付加価値税の原点に戻って仕向地課税に行くのか、日本人であってもヨーロッパで飲み食いしたものは向こうで払って来て当然だという付加価値税に行くのか、お金出している人たちが住んでいるところにちゃんと税金が入るべきだと、そっちだと消費額ですね、どこで消費しようと消費額に応じて配分する。だったら消費額を出来るだけ捉えられる統計はないかという話になります。その辺、付加価値税の仕向地原則にこだわるのか、お金出した人たちが住んでいるところにこだわるのかというのが、どこもすごい明確にはあまりなくなって、どっちが 100 点ということ、どっちかの割り切りになるのかなという気が僕はしているのですけれど。

<佐藤委員>

ただやっぱり消費税は最終消費地課税です。例えば、ヨーロッパに行っている時に食べればそこで消費したことになるので、そこで税を納めてください、お土産は日本で消費するので日本で税金を払う、払わないですけど原則日本でという議論になると思います。まさに今回の整理もそれで良くて、本来であればそこで食べてしまえばそこで消費をしたことになるし、正に知事がよく出してくるパジャマとかのように、明らかに大阪でパジャマを買ってもパジャマ着る人は大阪で着る人はいないわけなので、やっぱりそれは奈良ですよね。その整備はきちっとできていると思いますけれど。

<林座長>

だからその意味ではサービスのところの整理なのかなと、向こうで大阪で美容院に行った人の奈良の人が払ってきたものです。今言われたように持ってくる物であれば厳密に輸出時にゼロ税率で奈良県で徴収すれば消費地課税というのは理屈の上では当然できる。しかしサービスのところが昼間人口とかの絡みでどこまで意識するのか、あるいはどっかで割り切ってしまうのかということをもたまたまこれ多分色々議論になるのかなという気はします。それから森林のは、これ私は政府の方に入っていたので、税収の使い道について意見がありました。色々意見があったところですが、私はあまり広げないで国土保全だと山の上で水がちゃんと貯められるのは、住んでいる都会の人も利益なんだというふうに割り切った方が良くというふうに思っていたのですけれども、意外と都市部の人にも納得してもらえるようにというのが若干入って、前の調査にいった時の愛知県みたいな状況になっています。あれをやってしまうと、あれも使えるこれも使えるというようなことになったり、この財源があるから何に使おうかという話になるのではないかと、非常に懸

念はしているところです。その辺りが広がったことと奈良県の方の環境税をどう上手く、国の方でも最後に報告書の中では各県がやっているものとちゃんと調整はするようにという形の報告書になっているのですが、どこまで国の方がそんなことちゃんとやるのかどうかはわからないので、これはこれでまた奈良県の方でも課題かなと思います。法人課税の問題は佐藤先生が言われた国際的な問題でもありますし、もっと色々な幅の広がる分割基準の話から外形標準課税の話からいろいろな議論が出てくるので、この点についても注視していく必要があるだろうというふうに思っています。これで提言の中身を変えるところではないですけど、何か中身というようなことで意見はありますか。

<竹本委員>

今、佐藤先生がおっしゃった外形標準課税が、多分先生も反対というわけでは、反対なんですかね。

<佐藤委員>

本当はね。ただ他になければというだけ。

<竹本委員>

ただ、もうそれはなしという方向はどうかとは思いますが。まあ色々あるかとは思いますが、この前の日経新聞にも税率を下げても税収は伸びないという記事もありましたけれど、世界的な流れがそっちに行くかもしれないので少し研究はしたほうが良いかなと思います。

<林座長>

わかりました。税率下げれば税収増えるというのはもうなくなった。

<佐藤委員>

リーマンショック以降はないです。

<横山委員>

私はまず文書につきましては全く賛成しておりますので、森林環境税のところは私もずっと気になっておまして、特に受益と負担の関係が読みにくい部分もあるかと思っておりますので住民の方々にも丁寧に説明していく必要があるかなと思います。文章は全く賛成しております。

<下山委員>

はい、私も基本的には賛成で、基本的には全面的には賛成なんですけれども、森林環境税の部分でいい表記があったと思うのが5ページ目の下の段落の奈良県森林環境税の用途事業についてというところの第一段落の最後の方ですね、一部の市町村においては譲与額では奈良県森林環境税を財源として実施してきた事業を賄えないおそれが強いというところは、奈良県としての本来の森林保全、水源保全という部分の必要性を踏まえて必要な税源があるんだよと、あるいはそういったサービスを提供していく必要があるんだよというところが明確にあらわれているので、そういった部分で非常に良いのかなというふうに思います。特に前回議論したお金があるから使おうではなくて、使うところがあるからお金を回そうというような意味になっているのかなというふうに思います。偏在については本当に現状でどうこうではないので来年度以降、地方交付税にまつわる状況と制度のあり方

を何とか整理してやる必要があるというふうに私は思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。内容的にはこの提言案につきましては一旦これで確定ということにさせていただきます。知事、副知事。

<荒井知事>

はい、ありがとうございます。よく議論の中で私の立場からずっと気にしておりますのが、地方行政の役割と財源保障という観点でありますけれど、地方行政の役割が質量変化が起こっているような気がします。これは分権の名で起こってきている面がありますけれども、とりわけ地方消費税の関係では社会保障における地方政府の役割という点に変化が起こってきているように思います。質量とも社会保障の給付を充実させようと高齢化社会においてということだと思えますけれども、その時に財源保障は県に行くのか市町村に行くのかという点については、現物給付はどちらかという県の方がやや優位というか出来るというような感じがする。市町村がやるにしても県全体で現物給付のサービス水準を上げようということは、県が音頭を取った方が良いような感覚があります。現金給付は基準を決めておくと市町村でもできると、比較の話ですけれどそのような関係がいたしますので、実際に使い方に工夫を凝らしてその効果が出るようにしろよという、市町村に直に投げるよりも県に投げて工夫を凝らした上で市町村と一緒にやれよというほうが良いような感覚はするのですけど。森林環境税も現金給付的だったら投げて森林組合に投げれば良いよというんだったら市町村でも良いのだけれど、そんな感覚があるということでありませう。もう少し森林環境の効果を上げるには県でももう少し工夫してやってもいいよと、今 1 割しかないけれども、もう少しフレームをかけてすると決まったことをやれという財源保障でなしに、何となくこの分野のことをやろうといったようなふわっとした財源保障みたいな感じの方が、受ける方としては工夫をする余地が出ていいというような感じがあるということでございます。ぎりぎり税源と用途というのを結びつけると中々使い勝手が悪いなという感じがいたします。その時に森林環境税なんかだと税源と用途の効果との関連、リンクというのはいつも税金だからいいやというふうにも割り切れないから、いつも証明しなければいけない、見える化しないといけないということで個別の目的税とまでは言わないけれども、このために取る税金だという納得感を発生させるにはということにはなりませんけれど、財源と用途の効果についていつも見える化を心がけないといけないというような感じはいたします。全体、全国で一律取っていただく、地方税であっても全国一律取っていただくのは有り難いものだけれども、その各県比較でも市町村比較でもいいのですけれども、見える化にこれから心がけていかなければならないなという感じがいたします。その点に見える化については佐藤先生がおっしゃるグローバル経済の中での日本の税制ということはどう見える化するかと、県の役割ではないのだけれども、そういう意識を持たないといけないなというふうに思いました。グローバル経済の中で消費というのは日々交流人口がこれだけ増えていますので、どんなふうに日本の国ではそういう収奪しているのかということを手く訪問者に説明しなければならないという課題が発生してきているのかなという印象を受けます。もう 1 つは地方が言うことでもないのですけれども、県民の人の所得格差とか生活格差等が目立っているのかどうかということになるのですけれども、よく東京と地方とこう言われますけれども、地方の中での格差というのが気になります。全体が上がればというような時代はなくなってですね、なるべく共に暮らしているという感じができるようにするには、どんなふうな税制、とりわけ所得税等のジニ係数がどん

な風になるのかと気になって、アメリカほど激しくないけれども日本だってその面は、大都市のジニ係数と地方のジニ係数やっぴりちょっと違ってくのと、生活のしやすさというのは地方はやっぴりだいぶ違うので良い面があるのですけれども、だから所得の格差を踏まえた税金のかけ方というのはあまり甘く考えてはいけないのかなという感覚がちょっとあります。ここでの議論ではないように思いますけれども、そんな感じをちょっと国の偏在是正というときのテーマとして地方からちょっと感じるどころというような感じでございますので、また多少考えながらというふうに思います。国にお願いするようなポイントが理屈的に発生すればまたお願いしたいというふうに思います。

<林座長>

はい、今後の色んなテーマを今お伝えいただいたかなというふうに思います。ありがとうございます。

<一松副知事>

はい、具体的に議論が出たことに関してちょっとだけ言わせていただきます。まず地方消費税については複数税率の場合どうするかという話なんですけれども、やはり私共が調べたところやはり酒類や外食を除く飲食料品については、当然昼間人口が膨れ上がっている大都市部においてやはり販売データが膨らみます。そこで最終消費も行われがちなのでそこに地方消費税収が帰属するというのはある程度当たり前なんですけれども、軽減税率で低い税率になったから何らかのウェイトを低くするようなことが必要なのではないかと。その方が偏在是正に資するということは言えると思います。他方でここにも書かれていますが、今後商業統計がサンプル調査化したり、あるいはその乗換先の調査においては品目別の把握ができないということになりますので、なかなか、総務省としては飲食料品を取り出してそのウェイトを調整するというのも今後のことを考えると踏み出しにくいのではないかとというのが現状でございます。もう 1 点は林座長からおっしゃっていただいたサービス部門なんですけれども、今年 30 年度税制改正では売上が本社に一括計上されているか、あるいは非課税取引に該当しているかで基本的に除外が行われたのですが、おっしゃっていただいたように仕向地原則とかもっと理論的なところから検証していく必要もあると思います。それから佐藤先生からご指摘いただいた地方法人課税ですけれども、中長期的な議論では国際的な租税競争の中での抜本的な見直しも必要かと思えます。他方でこの年末には一定の結論ということになっているので、そこら辺がどう調整されるのかというのが中々見極め難いこともありましてこういうふうな両論併記的な形になっているのではないかと考えている次第でございます。以上でございます。

<林座長>

はい、ありがとうございます。知事、副知事のご意見もいただきました。そうしましたら今年度の税制調査会としての提言ということでこの内容に確定したいと思えます。どうもありがとうございます。それで次の議題に入らせていただきます。実はこれも結構時間がかかるのかなと思っています。産業廃棄物税についてになります。現状等、まず事務局からご説明をお願いします。

## ■「産業廃棄物税」について

<野村税務課長>

——資料説明——

続きまして県内産業廃棄物の動向や使途事業の実施状況につきまして、くらし創造部から説明いたします。

<西村景観・環境局次長>

失礼します。景観・環境局次長の西村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

——資料説明——

<林座長>

はい、ありがとうございます。説明がありましたように奈良県の産業廃棄物税については平成30年度を目途に必要ながあると認められる時は、変更・検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるとされているということですので、30年度4月以降ですね、検討をこの調査会の中でしてまいります。今日の今年度の最終ということでそれに向かう前提として、今の産業廃棄物税、それから産業廃棄物の状況についてご説明を伺ったということです。今のご説明等について確認、ご質問、前に1回やっていますけれども、たぶん全部が全部覚えているわけではないと思いますので、再確認ということでも結構ですのでご質問等あれば。

<上村委員>

いいですか。産業廃棄物税ですが、導入時にどういう議論があったのかというのを、振り返っていただきたいなと思っています。産業廃棄物がもたらす県民に与える影響が、県民全体に影響を与えるものなのか、特定の地域への影響なのか、そういう問題意識があるのかなと思います。県民全体に与える影響が大きいのであったら、法定外普通税でも良いような気がしています。この税は、典型的なピグー税になっているので、要は税を課すことによって産廃の数量を減らすという目的で、税収を上げるのが目的じゃないですよ。税収が目的じゃないのに、税収を使った使途事業という話になっているので、ちょっとした矛盾が生じている税金になっています。ヨーロッパ型の環境税というのは、基本的に一般財源に組み込まれているので、法定外普通税化することも検討しても良いのかなという気がします。設立当初にどういう議論があったのかというのを振り返ってそのような検討がなされたのかを、すみませんが調べていただければと思います。以上です。

<野村税務課長>

はい、調べさせていただきます。

<佐藤委員>

続きですけど要するに森林環境税とこれ違うと思うんですよね。森林環境税は手段としての税ですよ。別に住民の方の納得があれば、均等割である必要はなくて水道料金でも所得割でも良いわけで、どちらかというと使途事業が大事。その使途事業の財源確保というのが森林環境税の元々の狙い。ただ、産業廃棄物税はこれ自体が目的であって、産業廃棄物税を課すことによって行動変異を起こしということと変ですけど、排出量、産業廃棄物の量を減らしましょうという、これ自体が目的で実は環境税もそうなんですけれど、こ



これは安定財源には絶対にならないので、上手くいけばいくほど税収は減るといいますね、当然なんですね。それで良いわけなので、なので使途事業の安定財源と言われるとこれは違うかなという気がしていて、だから議論は 2 つにわけたほうが良くて税としての産業廃棄物税のあり方の問題と、それから使途事業のあり方の問題、これは元々違う次元の話であると理解したほうが良いと私は思うんですよね。私も基本的には使途事業は本来一般財源で賄って、普通に予算査定してくださいというのが、普通に事務事業評価して普通に予算査定して必要であればやれば良いというそれだけのことじゃないかと私はそう思います。

<林座長>

はい、ありがとうございます。

<竹本委員>

税率を考える上では私も先生方と同じように、やはり抑止効果を考えないといけないと思いますので、ちょっと私が不勉強なせいもありますが周辺の状況も少し教えていただいて、遠くから来る場合もあるのかもしれませんが、まずは大阪等の状況を。税率は概ね同じだとは思いますが、この 5 年間なんかを教えていただければと思います。

<西村景観・環境局次長>

近畿府県で産業廃棄物税を導入しているのは滋賀・京都・奈良の 3 県で、導入していないのが兵庫・大阪・和歌山の 3 県ということになっております。産業廃棄物の流入という視点でいきますと、まず全国調査の傾向といたしましては、産業廃棄物は大都会から地方に流れる、一般的なそういう流れがございます。それは土地の値段がいわゆる安いから大都会で最終処分するよりは、土地の安い田舎へ行ってしたほうが良いのではないかと、そういう傾向に基づいているという部分がございます。産業廃棄物税をかけてない都道府県というのも実際は大都会、都会周辺に多くございまして田舎へ行けば行くほど産業廃棄物税をかけているというところがございます。今は全国的な流れで見ますと、関東も産業廃棄物が東北へ行ったり九州へ行ったり、九州は結構受け入れが多いようでございますけれど、傾向としてはそういう傾向でございます。

<竹本委員>

大阪からは流入ですか。

<西村景観・環境局次長>

流入の方が多いです。

<竹本委員>

それはこの 5 年間で変化はあるのですか。

<西村景観・環境局次長>

すみません、明確な答えは。年によって景気のばらつき等もございまして。

<林座長>

前に説明でうかがった時に私もその辺りのことがちょっと気になって、資料の 3 の 1 ページでこう見えるという話なんですけれど、産業廃棄物の排出量で全国が平成 24、25、26

年が若干増えてますよね。奈良県は若干減っています。他にもっと増えたところがあるということですよ。それが要するに、こういう産業廃棄物税を導入しているところは減って導入していないところが増えているのであれば、これはなかなかやめられないですよ。環境税は地方の税金ですから外に逃げるとかという話が出てきますよね。税収の使途の話と切り分けるという話がありましたけれども、かけたこと自体の効果を検証できる術はないのかなというのが1つと、今お答えでなくて来年度以降ですね、もう1つこれは基本的なことなんですけれど、下水道普及率があります。下水って流域下水道かなんかでされて、下水道の処理も産業廃棄物課税業者なのですか。

<佐藤委員>

それは公共の下水も含めてですか。

<林座長>

それは公共流域下水道の処理場が産業廃棄物の課税対象として1社かなにかあるというそういう。

<西村景観・環境局次長>

はい、そうです。

<佐藤委員>

下水は今いろんなところで話題で、私も行政事業レビューとか財審とかで議論させていただいたんですけど、汚泥の問題としてよく出てくるのが、これエネルギー化できると、バイオマスっていうんです。下水道法が改正されたのでこれができるようになっていて。あともう1つは広域化を進めて共同処理しましょうという。下水道、奈良県は事情知りませんが、普通市町村がやっているんです。ですから、もしかしたらここであたかも下水があると汚泥処理が難しいと当然のように書いているけれど、実際今言ったようにエネルギー化とか処理の集約化でまだ削減の余地は再利用とかを含めてあるはずなんですけれど。この辺は奈良県はどういう取り組みをしているんですか。

<西村景観・環境局次長>

下水汚泥につきましては県内の事情で申しますと、いわゆる公共下水から流域下水につながりまして、最終処理ともうしますのは県内で4つの浄化センターがございます。そこで最終処理をして、例えば、第一浄化センターでは焼却処分して減量しておりますが、第二浄化、宇陀川浄化、吉野川浄化につきましては周辺との約束の関係で汚泥を焼却できないという事情がございます。だから減量化は困難で、ただその再利用につきましては、焼却した焼却灰の方を再利用するであるとか、汚泥につきましては減量化に向けての研究はされているというふうには聞いております。

<林座長>

それは使途に入っているんですけど。リサイクル云々がそうですか。

<佐藤委員>

これ使途事業で何かそれに関わるお金、下水道に関しては。

<西村景観・環境局次長>

使途事業は県の研究開発には使っておりませんでして、民間の事業者のいわゆる減量化の事業とか、そっちの方では使わせていただいております。そういう意味では、先ほど確かに一般財源化ということをおっしゃっていただきまして、それはそれで筋の通ったメリットなのかなと思う反面、今までそういうふうな排出事業者の理解を得ながらそういうふうな排出削減の事業に対して経費を使ってきたという部分でご理解・ご納得をいただく、そういうメリット・デメリットを研究させていただいて勉強させていただきたいとは考えております。

<佐藤委員>

すみません、別立てで下水道のことをもう少し考えたほうが良いと思うんですけどね。たぶん住民の反対でそういう焼却処分ができないのは、技術的に不可能ではなくて、政治のコンセンサスの問題だとした時に、やっぱりそこは見直すのか、あるいはどこかに持って行って処分するのか、少し下水問題とは別の議論としてやられた方が良いと思いますけどね。

<林座長>

それほど再処理が進まないというのが前面に出ていると思うので、そこは裏に下水があるならちょっとそこの話を絡めていかないと。結構レンガみたいにするのにまたお金かかったりするんですよね。難しいんでしょうけれど、でもそこがちょっと出てこないとわかりにくいかなと思います。

<西村景観・環境局次長>

またこういう議論がありましたことを下水担当部局にお伝えしまして報告させていただいて、状況等勉強させていただきたいと考えております。

<横山委員>

以前も聞いたような記憶があるのですが、課税方式は他の県、三重とか滋賀と違うという特別徴収されているのは何故だったかと。

<野村税務課長>

徴税の効率化という点が大きかったと思うのですがけれども、排出事業者さん全てに申告納付を求めますと、かなり納税義務者自身が非常に手間がかかるということもございますし、徴税のその辺のコストもかかってくるということで、多数派が特別徴収制度をとっているというところがございます。

<横山委員>

三重県とか滋賀はあまり参考にされなかった。

<野村税務課長>

そうですね、三重県さんが一番最初にこの制度を導入されたんですけれど。

<横山委員>

最初の方だからできているっていう。

<野村税務課長>

かもわかりませんね。滋賀県はおそらく三重県を参考に制度設計されたとは思いますが。

<下山委員>

税の話は、各委員がおっしゃられていたのでおいておきまして、ちょっと 2 ページの適正処理の件数のことで少しお伺いしたいのですけれど、不法投棄と不法焼却の合計件数は減少傾向にあると思うのですけれども、また不法焼却も減少傾向にあるようには見えるのですが、不法投棄は少し近年下げ止まり、ないしは少し戻ってきているような気がしていて、これはもちろん認知件数なので認知の裏に発生件数があるはずなので、別に認知率がパトロールを強化したので認知率が上がったのかどうかかわからないのですけれども、その辺場合によっては課税をすることによって不法投棄という可能性もないわけではない、他の地域に逃げるのもあるけれども、この辺の増加傾向とはいいませんけれども少し戻っているところに関してどういった解釈をされているのか教えていただければと思います。

<西村景観・環境局次長>

ここの認知件数につきましては民間パトロール等のパトロールを活用してパトロールを強化したという部分もございまして、ちょっと推測も混ざりますけれども、かつては、ある程度住民に対してかなり迷惑がかかるようなもの中心にやっぱり通報があって、そういうのに対して対応してきたという、かつての不法投棄対策の歴史がございまして。今は、定期的な民間パトロールと景観・環境総合センターのパトロールなどにより、積極的にパトロールしてそういうふうな部分を見つけに行くという部分も影響しているのかなというふうには考えております。

<下山委員>

そちらの話が先ほどおっしゃった平成 28 年度の景観・環境総合センターのパトロール体制の強化なんかに関係しているという話ですか。

<西村景観・環境局次長>

はい、そうです。それと、こちらの県の直営のパトロールも定期的に増やしてと、力を入れてとそういうことでございます。

<林座長>

確認等は大体済んだということによろしいでしょうか。この資料の 2 ですね、産業廃棄物税についての 1 ページのところにスケジュールを書いているんですね。さっきありましたように 30 年度中に検討を加えるということで、春夏頃に産業廃棄物税の検討を諮問ですね。

<野村税務課長>

そうですね、検討をですね。

<林座長>

検討結果を返すということなんですが、さっき上村先生からも出ていた話としては一般

財源化も考えていいんじゃないかと、私もさっきの作った時のところの議論に立ち返る必要があるというご指摘ありましたけれども、この使途のところの前段があって規則で定める額を控除して得た額というのが「ネット」の税収ですね、これを産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない、となっています。さっきもお話出てましたけれども、産業廃棄物の排出の抑制っていうのはお金かけて抑制できるのかと、むしろその税金がかかるからあまり出さないようにしようという話であると、税収の使途のところにあるのが良いのかどうかというところが、ちょっと前に見せてもらった時に気になってですね、もちろん再生利用とか減量なのでこれが抑制につながるという意味でいうと、適正な処理をしている部分が増えるという意味では抑制なんでしょうけど、ちょっとこの辺りの議論もありですかね。元々の条例があるので、この条例に基づいた議論をするのか、この条例自体のもう少し踏み込んだ議論をして良いのかということ、皆さん確認をとったほうが良いかなと思うんですけど。

#### <佐藤委員>

たぶんここでいう使途で言われている産業廃棄物の排出の抑制っていうのはどちらかというと不法投棄的なものを考えてたのかなと思うんですね。だから一番やっぱり力を入れてたのは不法投棄の撲滅なんですよね。ちょっとそのへんは我々を変える権利はないのですけれど条文。少し整理、論点整理の上でもありかなと。それからさっき横山先生から議論があった産廃税の課税方式なんですけれど、これもやっぱり実際やっている県があるわけですから三重県と奈良県のさっき言った効果が、違うのか同じなのかというのは見た方が良く思うんですね。経済学の最近の標準的なテキストだと効果は同じはずっていうのがあるんです。排出は全部税込みでみな考えるからなんですけれど、行動経済学的には実は全然違うというのも出てきているので、意外と税って誰も払いたくないものなんです。意外と税として明記されると、申告の方が意外と効果があったりして、抑止効果が働きやすいということはよくいわれることなので。もしかしたら比較してみると良いかもれない三重県と。

#### <林座長>

ちょっとその辺の徴収方法とかを、こういう使途であれば使途をもう少し広げましょうとかっていう議論で納めるというのも1つの答申なんですけれども、もう少し踏み込んだ形のものもありであれば色々な資料で議論ができるかなというふうに思います。

#### <石井総務部次長>

今日言っていたいただいた疑問点は、また整理してお答えをお示しさせていただきます。

#### <荒井知事>

産廃税が入った理由、経緯を調べるとわかるのですけれど他県からの流入阻止というのが大きかったのかなという感じがするんですね。してるところ、してないところ、大都市から入ってくる。奈良はそういう捨て場のメッカみたいな感じでですね。これはえらい問題がある。税金よりも産業廃棄物処理業、業態をもう少し調べるですかということで、私は次の産業廃棄物税の効果、効果は税金として効果がなくなれば止めればいいのだけれど、他県流入というのに効果があるのかどうか、産業廃棄物のその実態を調べないとわからないと、最終処分場の場所、捨て場所がどのように散らばっているのか、足りているのかどうかというようなことも調べなければならないし。足りていなければ、また奈良みた

いなどころに押し寄せてくるぞと。地面が安くて谷底があって許可が出やすいところ。産業の許可はある程度条件があれば出さないといけないと環境省の法律に書いてあるのだけれど、住民の反対があれば出せないよと言って止めているっていうような状態がこれからも起こるかもしれないというような心配をしているのですけれど、税金で止められない許可で止めるということもあるので、発生の量を抑制するというのは、場所をチェックするというのと量を抑制すると言っても、量はどこからか出てきてその元を締めるというのは技術もいるし、経済がワットとなると勝手に少なくなったり増えたりする可能性があるのです。量の抑制、発生量の抑制というのはなかなか難しいなというような気がするのですけれども。発生量の抑制だったら、元手に発生元にはかけなくてはならないような気がするのだけれどそうでもないからというので、廃棄物の最終処分抑制、抑制したところでうちはいらぬというだけだから、他にどうしているのかという実態を調べないといけないような気がします。それは調べますよということ。それはここに来てもらっては困る他県からの流入抑制という効果はあるような気がするんです、それも検証しないといけないと思うのですけれども。すると使途でおためごかしに何か圧縮するよとか再生利用、減量するよという目的的にやる必要はないじゃないかというような一般使途で良いのでないか、抑制さえ効けばよいのだから、それを入れて一般財源にして抑制を別途事業するのは、産業廃棄物だけでなしに一般廃棄物も抑制の必要性があるわけなんですよ。きれいに暮らそうということをやっていますので、一般家庭のゴミ処理、あるいはゴミ処理の広域化にそういうのを使うとかね、県は負担して広域化すると4分の1は県が負担してやるぞというスキームを出していますけれど、それに回せるとかいろいろありますので使う方としては一般財源の方が良いに決まっているということありますが、理屈が立てばそれでも良いのかなと今日思いました。産業廃棄物の実態をもう少し見てもらわないとというような感じがいたしますので、それにはもう少し調べて報告させていただけたらと思います。

<林座長>

ありがとうございます。

<荒井知事>

下水の危険物と産業廃棄物は何なのかということから、ちょっと危険な物は排除、税金で排除できない。すると物によってももの凄く高額にするとかね、全てトンでやるのか、こういう危ないのは駄目っていうかももの凄く高くしてその処理の費用に充てるとか色々実態をもう少し調べた方が効果的かなというふうに思いますので、勉強して是非議論をお願いしたいと思います。

<林座長>

お願いします。特に下水に関しては処理でわかる、下水処理場という点もあるわけですよ。ただそこでやっぱり、どうすみ分けるのかどう協力するのかみたいな話が絡んでくると思うのでそこも是非お願いします。結構色々広がりそうですけれど、来年度、年度が変わりましたらこの春から夏頃に諮問、これだから諮問と答申の間に何度かあるということですよ。

<荒井知事>

そうですね。諮問の前、次どうするかだけど、全体で国の税制の行方というのはだいぶ心配なんですけれど、奈良県は地方消費税はずいぶん勢い込んで行きましたけれども、偏

在是正で何か言うのかどうかというのが1つ、知事会でも奈良県は税制調査会でこう言っているぞと言って割と聞いてもらった地方消費税でありましたので、法人事業税とかこの前、野田大臣は奈良県が一番低いのねと言われて情けない、実態がそうなんだけれどそれを気にしていただいているのを基幹にして何かものを言うのかどうかというのは課題がちょっとあると思いますけれど、県税のこのような諮問答申というものもあると思いますので、森林環境税どうするかというのと、使い方それぞれの県で使ってくる、違ってくるとその事例というふうになると思いますので、そのようなまた春、夏前に勉強会みたいなのをするのですかね。ちょっとこの産業廃棄物の流れがありますので、これに合わせてまたご厄介をかけること、また来年度もお見捨てなくお願い申し上げたいと思います。

<林座長>

そうしましたら、事務局の方にたくさん宿題が出たということになりましたけれど、またその準備等でお時間がかかるかと思いますが、来年度もまた諮問があるということで今の色々な課題に答えていただくので、スタートがちょっとどのタイミングになるのかわかりませんが、またスケジュールについては委員の皆さんと色々調整と相談をしながら進めさせていただきだと思います。引き続きどうぞよろしく願いいたします。ということで議題1、2で一旦事務局の方へお返しいたします。

<野村税務課長>

ありがとうございました。

以 上